

## 市民総合体育大会の種目に対する取扱い基準

### 1 目的

市民総合体育大会は、市民スポーツの祭典として歴史もあり、スポーツを通じた心身の育成や地域住民相互の親睦等を目的とし、もってスポーツの普及振興を図る事業として開催している。

競技種目については、地区体育振興会単位の対抗競技で得点を競う正式種目と得点対象とならない公開種目で実施しているが、地区対抗戦方式であることから正式種目として実施するための基準を設定し、公開種目との取り扱いを定めることとする。

### 2 基準

- (1) 地区体育振興会が24地区であることから正式種目の参加地区が半数(12地区)以下の状況が2カ年継続した場合、次年度は、公開種目として実施する。
- (2) 公開種目の競技について、地区体育振興会の半数を超える地区からの参加が認められる状況が2カ年継続し、次年度以降もその状況が見込まれ地区対抗戦として実施できる場合、次年度は、正式種目として実施する。
- (3) 継続する2カ年をこの基準を定めた当該年度と前年度から対象とするため、該当する種目がある場合、次年度に限り猶予期間とする。

### 3 その他

基準の変更や種目の実施内容等については、平塚市体育協会や該当種目協会及び平塚市体育振興連絡協議会と協議するとともに平塚市スポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

この基準は、平成26年1月30日から施行する。